

お客様番号

決裁	部長	調整監	課長	課長補佐	係長	主査	主任	係

(第2条関係)

該当するものを○で囲む!

給水装置(新設・移設・改造・撤去・修繕)工事申込書

あま市水道事業
あま市長 村上 浩司 様

年 月 日

住所 あま市七宝町桂城之堀1番地
郵便番号 _____ 電話 _____

申込者 ふりがな あま たらう
(給水装置所有者)

申請者(所有者)の住所・氏名・
電話番号等を記入する。押印漏
れが無いかチェック!

あま 太郎 印

あま市水道事業給水条例第6条第1項及び同施行規程第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みますので工事を施行してください。なお、当該工事に伴う諸費用及び分担金等は、あま市水道事業給水条例に従い遅滞なくお支払いいたします。また、利害関係人については、貴水道事業に一切御迷惑にならないよう当方又は代理人において処理いたします。

記

給水装置設置場所	あま市 <u>不田戌夜3-4</u> 番
方書	<u>あまアパート</u> 7115号

給水装置を設置する場所(住所)を記入する。集合住宅の場合は、仮番等でも可!

給水装置設置の口径・種類等	口径	種類	用途	月間最大使用量
	φ <u>20</u> mm	1. 専 2. 共 3. 消	1. 家事用 2. 官公署用 3. 業務用	m ³ /月
	共用数	受水槽有効容量	予定人員	計画一日使用水量
	φ mm 件	槽 m ³	人	ℓ/日

分担金
メーター口径等必要事項を記入する。

本給水装置に関する一切の事項を代理人に処理させます。

給水装置工事事業者名及び主任技術者名
あま市水道事業に登録している責任技術者名を記入。

代理人 住所 氏名
指定工事店の住所・氏名を記入。押印漏れが無いかチェック!

設置時共用数 () / 共用数 申請分 件 ※共用数の変更が生じた場合は、共用給水装置使用世帯数等変更届が必要です。	給水希望年月日	分担金納付年月日	受付印
	備考 1. 設計調書及びその他詳細は受付No. _____ 参照 2. その他 ()		

アパート等で共用栓を設置する場合は、こちらに記入する。

上記のことについて、次のとおり決定します。あま市水道事業

給水希望日は申込日から2週間以後と栞る。ただし、配水管布設工事が伴う場合は除く。

申込の可否	1. 可	2. 否	理由
			浩司 印

特記事項
1. 給水装置(量水器)までの工事費一切は、申込者の負担とする。
2. 水道施設分担金、給水装置設置工事費及び配水管布設工事負担金を納期限までに納入されなかった場合は、給水工事の申込を取り消されたものとして処理いたしますのでご了承ください。

私有水道管使用承諾書

年 月 日

私有水道管所有者

ふりがな

住所

氏名

印

私分岐引用者

ふりがな

住所

氏名

印

あま市 _____ 番 _____ に設置してある私有水道管を私分岐引用者が使用することを承諾します。分岐のために要する費用は支管分岐引用者が負担します。

土地使用承諾書

年 月 日

土地所有者

ふりがな

住所

氏名

印

土地使用者

ふりがな

住所

氏名

印

私所有の土地に土地使用者所有の表記給水装置を設置することを承諾します。なお、給水装置設置後は、設置場所に建造物等を設置するとき及び土地売却その他現況を変更するときは、あらかじめ関係者に通知してその前後処理を協議します。

該当する部分に住所・氏名・電話番号等を記入する。押印漏れが無いかチェック！

家屋使用承諾書

年 月 日

家屋所有者

ふりがな

住所

氏名

印

家屋使用者

ふりがな

住所

氏名

印

私所有の家屋に家屋使用者所有の表記給水装置を設置することを承諾します。

(第2条関係)

移 譲 移 管 届

年 月 日

あま市水道事業
あま市長 村上 浩司 様

ふりがな

給水装置所有者 氏 名

(印)

表記の工事による給水装置のうち公道分は工事竣工後直ちに貴水道事業に移譲移管をします。

(第12条関係)

量 水 器 保 管 証

年 月 日

あま市水道事業
あま市長 村上 浩司 様

申請者(所有者)の住所・氏名・電話番号等を記入する。押印漏れが無いチェック!

ふりがな

量水器保管者 氏 名

(印)

給水装置設置場所	あま市 木田 戊亥 3 4 番	
	方 (書	給水装置を設置する場所(住所)を記入する。集合住宅の場合は、仮番等でも可!
	あまアパート	部屋番号 7 1 1 5 号
量水器口径	φ 20 mm	量水器番号

メーター口径を記入する。

表記の工事により設置場所に貸付けを受けた量水器を下記のとおり保管します。

記

- 上記の設置場所に貸付けを受けた量水器は、清潔に保管し、設置場所には量水器の検針、修理の邪魔になるような物件を置いたり、又は工作物を設置するようなことはいたしません。
- 市の検査により量水器の位置を変更するよう改善指示を受けたときは、当方の費用で変更いたします。
- 万一、使用中故意又は過失により量水器を亡失し、又はき損したときは、市から指示がありました損害額を弁償いたします。
- 水道使用に係る水道使用料金については、あま市の水道事業の指定日に間違いなく納入いたします。
- 水道使用料金等について前項の納入のない場合は、占有部分に立ち入り、占有給水施設に工作等をし、給水を停止されても異議ありません。なお、給水停止となった占有給水施設についての開栓は、貴水道事業の指示に従い、御迷惑にならないよう責任を持って処理いたします。

備 考	受付印